

1 策定の趣旨

国の第4期教育振興基本計画(令和5～9年度)、第2期宮城県教育振興基本計画(平成29～令和10年)の動向を踏まえつつ、村田町では、「第5次村田町総合計画」を基に、学校教育・社会教育に関する目指す教育の姿を「人を育てる心豊かな教育の実現」として、町の教育の充実と発展に取り組んでいます。

しかしながら、策定以降、更なる人口減少と超少子高齢化の進行、大規模自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症等により、子供や社会を取り巻く環境が激変しました。さらに、町民の生活形態・価値観の多様化、特別な支援を要する子供の増加、不登校への対応、教職員の働き方改革など課題が山積しています。

今後は、これらの課題を解決しつつ、人間としての基礎をつくる重要な幼児教育及び義務教育学校の充実を図り、豊かな情操と道徳性を備え、先行き不透明で予測困難な時代に対応できる人材育成が求められます。また、子どもの人格形成を担う家庭の教育力を高め、地域に根ざした活動を展開していくことで、地域・家庭・学校が一体となり子供たちを育む協働教育を推進していかなければなりません。

このことから、第2期村田町教育等の振興に関する施策の大綱を継承しつつ、改めて本町における教育施策の方向性を示し展開するため、第3期村田町教育等の振興に関する施策の大綱(以下「本大綱」という。)を策定するものです。

2 大綱の位置付け

本大綱は、第5次村田町総合計画(平成3年～令和10年)を上位計画とし、他の関連計画とも整合性を図り策定しました。

また、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体が策定する計画として位置づけられるものです。

3 大綱の期間

本大綱は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

本大綱が目指す教育の実現に向けて、毎年別途「教育基本計画」を策定し、取組の進捗状況の確認や計画の見直しを図ります。

年度(和暦)		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
国		第3期計画				第4期計画				第5期計画					
宮城県		第2期教育振興基本計画										第3期教育振興基本計画			
村田町	総合計画	第4次		第5次前期			第5次後期			第6次					
	教育振興の大綱		第2期村田町教育振興に関する大綱				第3期村田町教育振興に関する大綱				第4期				

4 基本方針

地域社会の現状や教育を取り巻く環境を見据え、幼児、児童生徒に社会を生き抜く力を身に付けさせるとともに、自己実現を図りながら地域社会の発展を担う人づくりを目指し、本町の基本方針を掲げます。

人を育てる心豊かな教育の実現



- たくましさや確かな学びを培う学校(学校教育の振興)
- 心豊かな学びができる地域社会(生涯学習の振興)
- 多様な学びができる芸術文化・スポーツ活動(芸術文化・スポーツの振興)



- 学び続ける力と自立する力の育成
- 豊かな人間性と社会性の育成
- 健康で安心・安全な教育の推進
- 地域社会との連携による教育環境づくり
- 幼児教育の充実

- 人づくり・地域づくりの推進
- 豊かな学び活動のサポート
- 公民館活動・地域コミュニティ活動の推進
- 社会教育施設の整備

- 芸術文化活動の振興
- 文化財保護の推進
- 生涯スポーツの推進
- 社会体育施設の整備



- ・ 全国学力・学習調査の結果は、おおむね全国平均と同様かやや上回る状況にあります。
- ・ 規範意識の高揚やいじめ、不登校の問題解決に継続的に取り組む必要があります。
- ・ 体力・運動能力で全国平均を下回る調査項目があります。
- ・ 家庭や地域社会の教育力向上を図る必要があります。
- ・ 価値観の多様化が進む中、そのニーズへの対応が必要です。

5 基本目標及び施策

理念	視点	基本目標	基本施策
人を育てる心豊かな教育の実現	確かな学び	1 学び続ける力と自立する力の育成	①主体的に学ぶ意欲と基礎的・基本的な知識技能の定着 ②一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進
		2 豊かな人間性と社会性の育成	①豊かな心を育む教育の充実 ②自らの生き方を探求する「志教育」の推進
		3 健康で、安心・安全な教育の推進	①健康な体づくりと体力・運動能力の向上 ②命を守るための知識と能力の育成 ③食に関心をもつ元気な子どもの育成
		4 地域社会との連携による教育環境づくり	①教職員の資質・能力の向上 ②伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進 ③地域に開かれた魅力ある学校づくりの推進
		5 幼児教育の充実	①幼稚園の教育課題を踏まえた魅力ある園経営 ②3年間を見据えた教育課程の編成 ③一人一人の特性に応じた指導の充実 ④保・幼・小の連携と円滑な接続 ⑤幼児教育と子育て支援の充実
	心豊かな学び	1 人づくり・地域づくりの推進	①学校・家庭・地域が連携した教育活動の推進 ②家庭教育の充実
		2 豊かな学び活動のサポート	①生涯学習の機会の充実 ②読書活動の推進 ③社会教育団体の育成・支援
		3 公民館活動・地域コミュニティ活動の推進	①公民館活動・地域コミュニティ活動の推進
		4 社会教育施設の整備	①社会教育施設の整備・充実 ②学ぶ意欲に応える学習情報の発信
	多様な学び 芸術・文化	1 芸術文化活動の振興	①優れた芸術文化に親しむ機会の充実 ②文化団体の育成・支援 ③関係機関との連携
		2 文化財保護の推進	①文化財の保存と活用 ②文化財の継承と普及啓発 ③伝統的建造物群保存地区の保存と整備
	多様な学び スポーツ活動	1 生涯スポーツの推進	①全世代が健康でスポーツに親しめる活動の充実 ②スポーツ団体の育成・支援と連携強化
		2 社会体育施設の整備	①社会体育施設の整備・充実 ②社会体育施設の管理と有効活用

6 大綱の周知

本大綱を関係者に配付し実施の周知を図るとともに、広く町民の理解と協力が得られるように努めます。

また、広報むらたや町ホームページ等を活用し、必要な情報を提供しながら町民の本大綱に対する理解を深めていきます。

7 大綱の推進と役割

本大綱を推進するためには、「町」「学校」「家庭」「地域」がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携を深めていくことが求められます。特に、以下の点に留意して大綱を推進していきます。

- 町の役割：町は、本大綱を町民に周知するとともに、学校教育や生涯学習の環境整備に努めていきます。教育委員会をはじめ、福祉、子育て、地域づくりなど町関係行政部局においても教育施策の実現に取り組んでいきます。互いに連携や調整を行い、町が目指す教育の姿に近づくように努力していきます。
- 学校の役割：学校は、生きていくための基礎となる知・徳・体のバランスのとれた生きる力を培う大切な場です。教職員は、子どもたちの持っている力を引き出し、伸ばすことを心掛け、子どもたちが集団生活をとおして人間関係の基礎を身に付けられるように努めていきます。
- 家庭の役割：家庭は、子どもたちが成長する過程で、基本的な生活習慣や社会的ルールなどを身に付けるうえで重要な役割を果たします。親は子どもに深い愛情を注ぎながら、他人に対する思いやりや善悪の判断、躾などを教えていきます。
- 地域の役割：地域は、伝統や文化を継承する場であり、様々な体験活動をとおして、ふるさとのことや人とのつながりを学ぶことができる場です。住民は地域の教育力の向上に努めながら、地域全体で子どもたちを守り育てていきます。

8 大綱の評価

村田町では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、毎年度、村田町の教育行政評価を行います。本大綱を効果的かつ着実に推進するため、PDCA（計画・実行・確認・行動）サイクルの考え方に基づき、施策・事業についての評価を毎年度行い、その結果を公表しつつ、この評価結果を活用しながら進捗状況を把握し、新たな課題への対応や大綱の修正などに取り組んでいきます。